

初めに

2017年度がはじまりました。

この報告紙を書いている現在(3月~4月)国会や報道では森友学園の問題一色となっています。国会内外の議員・政党の発言を見ると、安倍総理や昭恵夫人などの足を引っ張るか、またはその擁護のための印象操作に躍起になっているような印象です。

結局、政党という組織の防衛や選挙対策のための政治を見るようで、政治家がなすべきことはそれでよいのかと思います。

個人や政党への攻撃・擁護に注力するのではなく、問題に対して今後同じことが起こらないような仕組み作りなど建設的な議論に期待したい。

将来の政治行政、日本のあるべき姿の為に国会議員は頑張してほしい。

選挙結果などはその行動・姿に対して、後からついてくるものに思います。

因みに、この森友問題は大阪府豊中市の市議会議員・木村真氏の問題追及から一気に全国ニュースとなっていきました。

彼は市民オンブズ豊中の中心メンバーで、オンブズマンの「タブーのない」「権力におもねらない」活動の精神は、やはり必要なのだと再認識させられました。

そして隣の豊橋市では、ユニチカの跡地(約63億円)が市に返還されずに売却されたとして、住民監査請求及び住民訴訟へと発展しています。

森友問題はどこにでもあり得る事だと心に留めて、議員活動をしていきたい。

豊川市議会議員(豊川市民オンブズマン代表) 倉橋英樹



視察旅行費の残金について

豊川市の行政視察では、その費用を概算計算して実費経費以上に支払われ、実質的に夕食時のアルコール提供まで税金分で賄われる形になっています。

議会内外で、「税金が余るのなら市財政に戻すべきだ」と主張してきましたが、今なお改善されていません(詳しくは活動報告 3に記載)。

即時返還したいところですが、公職選挙法により議員の寄付行為は制限されていますので、いまは視察旅行費の残金を皆様にご報告し、失職時に返還できるようにしています。

年度/合計	旅費残金	備考
平成23年~27度分	34,062円	
平成28年度分	6,327円	事務局から返金327円+夕食飲料費
合計	40,389円	

なお、私の政務活動費6年分(165万6千円)は受け取り辞退が可能のため、市財政に戻されています。もちろん、議員活動に何ら支障はありません。

今後も、市民感覚をもって活動を続けていきます。

~ 設楽ダム建設事業の撤退請願について ~

今3月定例議会の最終日に、「設楽ダム建設事業に反対し撤退を求める意見書の提出を求める請願」が審議されました。

設楽ダムの是非については、その利水計画に対して将来予測・現況を検討するべきだと考えます。

そこで、厚労省や東三河5市が出している水道需要予測や現況確認など行ったところ、下記表の通り、殆ど1973年の設楽ダム計画当初の状況から大きく変わっていることが分かりました。

利水種別	水道用水	灌漑用水	治水	流水の維持
計画貯水量	600万㎡	700万㎡	1900万㎡	6000万㎡
将来予測・現況 ()内は出典	2060年 需要4割減 (新水道ビジョン)	計画時より農地20%減少 (愛知県農林水産統計)	河川改修で危険 区間は既に対応	瀬切れの対応に 導水路が設置済

総工費2400億円もかけて行う40年以上前の利水・治水計画は、現在その価値を失っています。

特に水道は、豊川市水道事業基本計画や水道事業決算を見ると、節水技術などの進歩により、想定以上の需要減少となっています。

また、治水においては2013年に新城市一畝田地点の河川改修工事(費用約11億)で、設楽ダム計画の2倍の水位低下効果が見込まれ、治水目標は達成されました。

灌漑においても、雨水タンクや浄化装置、循環方式の養液栽培などに補助を出した方が何倍も効率的と考えます。

そもそも設楽町の方々は、ダムは受け入れないと意思表示をしていました。

それを下流域の市町が「どうしても」ということで泣く泣く受け入れたという歴史があります。しかし今、当時と状況は変わりました。

政治家は、常に「それが本当に必要なのか」「負の遺産にならないか」考えていくべきです。

「恵みの雨」を海へ垂れ流さず、集中豪雨(都市型水害)にも対応できる雨水貯留槽やため池の整備、そして河川改修こそ、いま東三河の利水と治水に最も効果的な事業です。

上記理由から請願に賛成の立場で討論しましたが、4対25で不採択になってしまいました。

ご意見やご質問、情報提供などお待ちしております。

制作及び 文章責任	くらはし ひでき 倉橋 英樹	連絡先(携帯) 090-6577-6895 fpkura@yahoo.co.jp
住所 F B	愛知県豊川市御津町広石広国49-1 https://www.facebook.com/fpkura	

報告紙の一部を福祉作業所様に配布委託しています。地域によって配布時期が異なる等ありますが、ご理解願います。私の高い議員報酬を有効に使わせて頂いております。

オンブズ議員の活動報告

23

主権者の皆様へ

3月定例会 / 一般質問

建設工事業における現場監督体制について

昨年6月頃、ある工事入札において「現場代理人を配置出来るのか?」といった行政側からの指導などがあったとして、相談を受け対応しました。
その後、色々調べていく中で気になる問題が見つかったため、質問することにしました。

= 現場代理人とは =
受注者の代理人として工事現場に常駐し、契約の定めに基づく法律行為を請負人に代わって行使する人（正社員に限る）。
公共工事では、公共工事標準請負契約約款により現場代理人の設置が求められます。

(質問・答弁要旨抜粋)

Q (倉橋の質問)	A (市当局の答え)
現場代理人は、民間工事でも設置の義務付けがあるのか。	民間工事現場に現場代理人を配置する、しないは、民間の発注者が決めることになっています。
現場代理人の常駐義務の緩和が国主導で行われたが、どの様な趣旨か。国の考えを伺う。	通信手段の発達により、工事現場から離れていても直ぐに連絡が取れるようになったこと、施工体制の合理化も出来ることから、条件付きで兼務可能とした。
豊川市における常駐義務の緩和内容は?	契約金額 3,500 万円未満の建設工事（建築一式工事は 7,000 万円未満）において、兼務するもう一つの工事が 500 万円未満の建設工事、又は建設工事に該当しない草刈り、溝浚い等の工事の場合、兼務が出来る。
現場代理人の緩和措置の適用による兼務について、他の公共団体の工事との兼務はできるのか。兼務不可の場合、市はどうやって兼務の状況（違反していないか）を確認するのか?	緩和措置の適用範囲は、市内工事のみで、他の公共団体が発注する工事は兼務対象外です。 他の自治体の状況はデータベース化されたものがあり、契約金額が 500 万円以上の工事であれば確認できる。 (500 万円未満の工事や民間工事は確認不可能)
28 年度の市の工事状況を調べたところ、複数の工事において緩和措置の適用範囲外、届出の不提出が疑われるものがあった。市はどう対応をするのか。	手続きの虚偽、兼務により現場体制に不備が生じた場合などは、指名停止措置等を行うこともある。 指摘の今年度の工事は精査・確認し、その結果により工事を請け負った業者への対応・指導を行っていきたい。

冒頭紹介した相談に来た業者の時は、市当局は国の基準例などよりも厳しく、あいまいな表現からの指導で落ち度はあったものの業者に現場代理人などの配置を強く求めた結果でした。

しかし一方で、他の工事で不適切な案件（業者）が複数あったことから、これでは厳しく対応される業者と黙認（故意かは別として）される業者がある不公平な状態を生み出していました。

なお、豊橋市に同様の問題がないかと問い合わせたところ、公共工事はデータで管理しており、兼務違反などはすぐに分かるようにしているとのことでした。

豊川市も調査研究の上、しっかりチェックして行って欲しい。 (右ページに続く)

税金の使い方を考えよう

建設工事業における現場監督体制について

現場代理人の常駐緩和の基準（表1参照）は、自治体によって様々です。今回発見した緩和措置の適用外の案件も、豊橋市の基準であれば適正となるものでした。
違反自体は良くないことですが、基準の見直しも検討すべきだと考え質問を続けました。

(質問・答弁要旨抜粋)

Q (倉橋の質問)	A (市当局の答え)
現場代理人を兼務緩和における、工事成果物への影響は?	現場代理人を兼務していることが原因となるような、工事成果物への悪影響などは、現在のところ発生していない。
豊橋市の兼務措置緩和の内容について確認をしたい。	豊橋市は契約金額 3,500 万円未満の建設工事（建築一式工事は 7,000 万円未満）において、合計 3 件まで兼務を認めています。（下表1参照）
緩和措置拡大は、公共工事の落札額を抑え、又は業者の利益を拡大させる効果を持つ。国の緩和措置の考え（下表2参照）や豊橋市の状況を見て緩和拡大していくべきではないか。	本年度においても工事の対象金額を引き上げてきた。（一件目の契約金額 3,500 万円の部分） 今後も、国や愛知県、近隣市などの動向を注視しながら、引き続き緩和措置の拡大についても検討していきたい。

現場代理人の兼務は、平成 22 年の国による契約約款の改正によって順次各市町で取り組まれてきましたが、近隣市で現場代理人の兼務の条件が違っており、混乱を招く状況になっています。

また、携帯電話の普及で実質的に連絡はほぼ可能となっており、工事成果物に支障が無いのならば、余分な規制と考え緩和の拡大をするべきだと思います。

(表1) 豊川市と豊橋市の「現場代理人の兼務緩和措置の差異」

	兼務可能件数	2 件目以降の金額制限	その他
豊川市	2 件	500 万円以下	-
豊橋市	3 件	3,500 万円以下(建設工事)	工事成績審査有

(表2) 国交省「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」

兼務可能とする例示	具体的内容
兼任する工事の件数	工事の規模・内容などにより、2~3 件程度
兼任する工事現場の距離	工事の規模・内容などにより、同一市町村内

~ 国の距離基準に対して思う事 ~

表2の「兼務する工事現場の距離」の具体的例示は「同一市町村内」となっています。
しかし、浜松市(1,558 km²)や豊田市(918 km²)と比べて面積の小さい豊川市(161 km²)では、大きな違いが出てしまう基準になっています。

もう少し、統一性のある基準を考えるか、東三河など地方単位で認めるなど考えてもらった方が、より公平なものとなるように思います。